
平成 26 年度
海外留学支援制度（長期派遣）
(大学とりまとめ応募)

Q & A

平成 25 年 10 月

独立行政法人日本学生支援機構
留学生交流支援課 長期派遣担当

【目次】

1. 応募要件に関する事項

Q 1-1 ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラムによる留学での応募は可能か。 ······	1
Q 1-2 入学時の新入生オリエンテーションや履修登録から支援期間として認められるか。 ········	1
Q 1-3 4年以上の博士コースに留学するための申請は認められるか。 ········	1
Q 1-4 予定の留学期間内で学位が取得できず、その後も学位取得に向けて継続して教育研究活動を行う場合、本制度の支援対象として更新できるか。 ········	1
Q 1-5 留学先の大学でTA(Teaching Assistant) やRA(Research Assistant) を行って対価を得ることは可能か。 ··· 1	1
Q 1-6 現在、既に留学し研究活動中だが、課程途中からの支援を希望して応募することは可能か。 ······	1
Q 1-7 入学金等、授業料以外に係る額も支援の対象となるか。 ········	1
Q 1-8 過去の応募で不合格となったが、再応募は可能か。 ········	1
Q 1-9 第一希望と第二希望を違う区分・分野で応募することは可能か·····	2
Q 1-10 応募要件を満たさないで応募した場合はどうなるか·····	2
Q 1-11 芸術の実技分野は応募できないのか·····	2

2. 申請に関する事項

Q 2-1 申請書類の作成にあたり図表や写真等を利用することは可能か。 ········	2
Q 2-2 「留学希望先に関する書類」について、留学希望先を第二希望まで記載する場合の提出資料は何か。 ··· 2	2
Q 2-3 語学能力証明書は、正本ではなくコピーの提出でも良いか。 ········	2
Q 2-4 健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けた診断書を提出する必要があるのか。 ··· 2	2
Q 2-5 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してよいか ······	2
Q 2-6 留学希望大学では語学能力試験の点数の提出が求められていないが、この場合でも語学能力試験スコアの添付が必要か。 ········	2
Q 2-7 採用決定後に留学期間を変更することは可能か。 ········	3
Q 2-8 採用決定後に留学先を第一希望若しくは第二希望以外の大学に変更することは可能か。 ········	3

3. 留学開始後

Q 3-1 採用決定後や留学開始後、条件の変更や辞退を申請する場合は、どのような手続きを取れば良いか。 ··· 3	3
Q 3-2 長期間不在となる場合でも奨学金は支給されるのか。 ········	3
Q 3-3 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえるのか。 ········	4

1. 応募要件に関する事項

Q1-1 ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラムによる留学での応募は可能か。

A. 海外留学支援制度（長期派遣）（以下「本制度」という）の趣旨に合致していれば、ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラム等の複数学位制度による留学での応募も可能で、複数学位制度枠も設けておりますが、支援対象期間は海外での留学期間のみとなります。なお、海外での留学期間を終了し、日本の大学に復学した後に学位を取得する場合は、募集要項第6項第1号に掲げる要件にある「留学期間終了後」は「学位取得後」に読み替えてください。

Q1-2 入学時の新入生オリエンテーションや履修登録から支援期間として認められるか。

A. 認められません。授業や研究活動を開始した日を教育課程（支援期間）開始とみなします。

Q1-3 4年以上の博士コースに留学するための申請は認められるか。

A. 募集要項に記載のとおり、博士課程における支援期間は「原則3年」とし、学位取得のための研究計画が4年以上の場合においても、3年を超える申請は認められません。学位取得に要する期間が3年を超え、継続した支援を希望する場合は、支援期間終了までに再度申請が必要です。

なお、留学先の大学が所在する国等が定める、学位取得のための最低履修期間が3年を超える場合は、最低履修期間を上限とした申請を認めます。

※ 一般的な履修期間が5年程度である博士課程への留学を希望している場合、3年の支援期間で申請し、4年目以降の支援を希望する場合は、再度申請が必要となります。

Q1-4 予定の留学期間内で学位が取得できず、その後も学位取得に向けて継続して教育研究活動を行う場合、本制度の支援対象として更新できるか。

A. 更新できません。この場合、速やかに申請大学に報告してください。

Q1-5 留学先の大学でTA(Teaching Assistant)やRA(Research Assistant)を行って対価を得ることは可能か。

A. 留学先大学において、TA(Teaching Assistant)やRA(Research Assistant)を行うことは、教育研究活動の一環と考えられるので可能です。

Q1-6 現在、既に留学し研究活動中だが、課程途中からの支援を希望して応募することは可能か。

A. 可能です。

ただし、書類選考・日本国内で実施する面接選考について、新たに日本から留学する応募者と同様の審査を行います。なお、平成24年度以前の本制度の採用者の課程途中からの再応募は不可となっております。

Q1-7 入学金等、授業料以外に係る額も支援の対象となるか。

A. 入学金や保険料・施設料等の各種経費、韓国の大学に係る期成会費等は支援の対象とはなりません。なお登録料のみの大学には授業料代わりに原則、登録料分を支援いたしますが、最終的には明細等から機構が判断いたします。

Q1-8 過去の応募で不合格となつたが、再度応募することは可能か。

A. 平成25年度までの留学生交流支援制度で不合格となった場合でも、応募は可能です。

Q 1-9 第一希望と第二希望を違う区分・分野で応募することは可能か

A できません。

Q 1-10 応募要件を満たさない者が応募した場合はどうなるか。

A 応募要件を満たしていない申請書類は審査できないため不合格となります。

Q 1-11 芸術の実技分野は応募できないのか。

A 芸術の実技分野は文化庁実施の「新進芸術家海外研修制度」があります。詳しくは文化庁ホームページで確認してください。

(http://www.bunka.go.jp/geijutsu_bunka/05kenshu/index.html)

2. 申請に関する事項

Q 2-1 申請書類の作成にあたり図表や写真等を利用することは可能か。

A. 枚数制限の範囲内であれば構いませんが、指定された様式や項目の順序を変更することは認められません。

Q 2-2 「留学希望先に関する書類」について、留学希望先を第二希望まで記載する場合の提出資料は何か。

A. 第二希望がある場合、第一希望校に加えて、第二希望校に係る、申請書（応募者用）の（14）「留学先大学に関する書類」も提出してください。また、入学許可書を取得している場合は、その写しも添付してください。

Q 2-3 語学能力証明書は、正本ではなくコピーの提出でも良いか。

A. コピーでも結構です。その他の提出書類に関し、正本の提出が必要かどうかについては、応募者作成書類にて確認してください。

Q 2-4 健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けた診断書を提出する必要があるのか。

A. 国内の医療機関で健康診断書の様式に記載しているすべての項目を検査した診断書を提出する必要があります。ただし、現在海外に在留している場合等は、海外の医療機関で発行した診断書に和訳を添付するとともに、様式に記載のある項目の診断が受けられない場合は、受診可能な項目について診断書を提出してください。

Q 2-5 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してよいか。

A. TOEIC、英検等の他の英語能力試験、また語学能力証明書での英語能力の証明は認められません。

Q 2-6 留学希望大学では語学能力試験の点数の提出が求められていないが、この場合でも語学能力試験スコアの添付が必要か。

A. そのような場合でも、募集要項「6. 応募者の要件（6）」で定める語学能力試験のスコアを提出することが必要です。

例えば「入学前に語学講座を受講することを条件として語学能力試験の点数の提出を求めない」「英語圏の大学院を

修了した人は英語能力試験の点数を求める」といった場合でも募集要項で定める語学能力基準を満たす必要があります。

Q 2-7 採用決定後に留学期間を変更することは可能か。

A. 機構が採用決定時に通知した支給対象者の奨学金等の支給期間を変更することは、原則として認められません。ただし、査証発給の遅れや体調不良、家族の事情等、やむを得ない事情であると認められる場合に限り、以下の条件により変更を認めることができます。

- ①変更後の奨学金等支給期間が、変更前の期間を超えないこと。
- ②変更後の奨学金等の支給開始月が、変更前の開始月と同会計年度内に属していること。

Q 2-8 採用決定後に留学先を第一希望若しくは第二希望以外の大学に変更することは可能か。

A. 採用決定後における第一希望若しくは第二希望以外の留学先大学への変更は原則認めません。ただし以下の条件をすべて満たすと海外留学支援制度（長期派遣）審査会が判断した場合、留学先大学変更に関する再審査を行います。

- ①変更先の大学が採用決定時の大学と同等またはそれ以上のレベルであること。
- ②変更先の大学においても採用決定時の大学と同等またはそれ以上の研究が可能であること。
- ③応募区分（修士または博士）及び分野（人文・社会科学分野または自然科学分野）が採用決定時と同じであること。

また、再審査にあたって応募者が申請大学に提出する書類は次のとおりです。

- (1) 変更申請書（様式任意）
- (2) 願書（当初応募書類「様式2-1」）
- (3) 経歴書（当初応募書類「様式2-2」）
- (4) 留学計画及び帰国後の進路計画書（当初応募書類「様式2-3」）
- (5) 当初申請時大学の受入許可書の写し（和訳添付）または受入不許可についての文書の写し（和訳添付）
- (6) 変更先大学の受入許可証の写し（和訳添付）
- (7) 留学希望先に関する書類（和訳添付）（当初応募書類「様式2-9」）

※変更申請書には、以下の2点を必ず記載してください。

- ① 応募時の留学希望先大学の入学許可書の取得状況
- ② 変更理由並びに変更先の大学及び研究のレベルが応募時の大学のものと同等またはそれ以上であること

3. 留学開始後

Q 3-1 採用決定後や留学開始後、条件の変更や辞退を申請する場合は、どのような手続きを取れば良いか。

A. 採用決定後や留学後の条件変更による変更手続き及び辞退手続きは申請大学を通じて行いますので、該当する場合は速やかに申請大学に連絡してください。なお、場合によっては支給済みの奨学金等の返還を求めることができますので、注意してください。

Q 3-2 長期間不在となる場合でも奨学金は支給されるのか。

A. 奨学金の支給期間中で、月の初めから終わりまで1か月以上にわたって留学先の国・地域を離れる場合は、一時不在届を申請大学に提出していただくことになります。学位取得のために必要な現地調査等による場合を除き、当該月に

については奨学金を支給しません。なお、月の初めから終わりまで現地調査先国・地域に滞在する場合は、その国・地域の奨学金額を支給します。その場合であっても、日本に滞在する場合は奨学金を支給いたしません。

Q 3－3 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえるのか。

- A. 募集要項第12項にある半年毎の状況報告の確認により、更新が認められる場合は継続して支援いたしますが、政府予算は会計年度（4月～翌年3月）毎に変わる可能性があるので、支援予定額も会計年度毎に変わる場合があります。